

○岩手県暴力団排除条例成功手続に関する訓令の運用について

(令和3年4月1日 岩組第412号)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）施行手続については、岩手県暴力団排除条例施行手続に関する訓令（平成23年警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）を制定し、平成23年7月1日から施行しているが、この訓令の制定趣旨、概要及び運用上の留意事項等については、次のとおりであるから誤りのないようになされたい。

なお、「岩手県暴力団排除条例施行手続に関する訓令の運用について」（平成23年6月20日付け岩組第220号）は、廃止する。

記

1 制定趣旨

岩手県暴力団排除条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項、必要な規制等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって青少年の健全な育成を図るとともに、県民生活の安全と平穩の確保及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的として平成23年3月16日に公布され、同年7月1日から施行することとなった。

これに伴い、同年6月22日付けで本訓令を制定し、条例及び岩手県暴力団排除条例施行規則（平成23年岩手県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の施行手続その他必要な事項を定めることにより、適正な条例の運用を図ることとしたものである。

2 訓令の概要

(1) 第1条関係

訓令制定の趣旨を定めた。

(2) 第2条関係

調査の相手方に対する説明・資料の提出要求書の送達等について定めた。

(3) 第3条関係

説明聴取官の指定及び口頭による説明の聴取等について定めた。

(4) 第4条関係

調査後の公安委員会への報告について定めた。

(5) 第5条関係

勧告後の公安委員会への報告について定めた。

(6) 第6条関係

公表の方法について定めた。

(7) 第7条関係

意見聴取通知書の送達に関する期間について定めた。

(8) 第8条関係

意見聴取官の指定及び口頭による意見の聴取等について定めた。

(9) 第9条関係

意見聴取後の公安委員会への報告について定めた。

3 運用上の留意事項等

(1) 調査に関する留意事項等

ア 補充調査の徹底

組織犯罪対策課長は、条例違反に関する情報を入手したときは、その内容を審査し、公安委員会による調査の是非について判断するものとする。この場合において、補充調査の必要があると認めるときは、自ら調査を行うほか、関係する警察署長に必要な調査を依頼するものとする。

イ 説明・資料提出要求書の記載内容

規則第3条に規定する説明・資料提出要求書の「説明又は資料の提出を求める理由」欄には違反行為の疑いがあると認めた理由を、「説明又は提出資料の内容」欄には違反事実を明らかにするため相手方に求める説明又は提出資料の内容について記載するものとする。

ウ 説明聴取官の指定

訓令第3条第1項に規定する説明聴取官は、組織犯罪対策課の課長補佐をもって充てるものとする。

エ 事情聴取書の作成

説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明聴取官が指定する警察職員に事情聴取書を作成させ、事情聴取書の「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印するものとする。

オ 留意事項

調査に当たっては、違反行為等の事実を明らかにするための任意活動であることを認識し、いやしくもこれを濫用して、県民等の正当な権利を侵害することがないよう留意すること。

(2) 勧告に関する留意事項等

ア 勧告書の記載内容

規則第5条に規定する勧告書の「勧告の内容」欄には違反行為の是正を求める具体的事項を、「勧告の原因となる事実」欄には違反行為があった事実及び当該違反行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることについて記載するものとする。

イ 補充調査及び必要な支援の徹底

組織犯罪対策課長は、勧告を実施したときは、勧告の原因となった違反行為に関する是正状況を調査するとともに、勧告の相手方に対する助言、指導その他暴力団排除のための必要な支援を行うものとする。この場合において、是正状況に関する補充調査、保護対策の実施等の必要があるときは、関係する警察署長に必要な措置を依頼するものとする。

(3) 公表に関する留意事項等

ア 意見聴取通知書の記載内容

規則第7条に規定する意見聴取通知書の「予定される公表の原因となる事実」欄には違反行為の概要及び公表の理由について記載するものとする。

イ 意見聴取官の指定

訓令第8条に規定する意見聴取官は、組織犯罪対策課の組織犯罪対策指導官又は課長補佐をもって充てるものとする。

ウ 事情聴取書の作成

意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、意見聴取官が指定する警察職員に事情聴取書を作成させ、事情聴取書の「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印するものとする。

エ 留意事項

(ア) 公表については、その正当性を担保するため、条例の目的の範囲内で反社会性の高い行為であることを確実に認定した上で行うこと。

(イ) 組織犯罪対策課長は、公表の正当性に関して訟務事案に発展する可能性があることを認識し、その正当性を十分に疎明できるよう関係書類の整備に努めるとともに、条例等で定められた適正な手続を履行すること。

(4) 書類の送達事務に関する留意事項等

ア 送達事務取扱者

訓令により送達すべきこととされている書類の送達事務の取扱者（以下「送達事務取扱者」という。）は、組織犯罪対策課の課長補佐をもって充てるものとする。

イ 送達事務取扱者の任務

送達事務取扱者の任務は、次のとおりとする。

(ア) 送達を受けるべき者及び送達場所が適当かどうかを確認すること。

(イ) 送達すべき書類の送達の方法を判断すること。

(ウ) 送達すべき書類を送達し、又は送達事務取扱者が指定する警察職員に送達させること。

(エ) 送達簿（様式第1号）を作成すること。

ウ 送達の方法

送達は、次に掲げる方法により行うものとする。

(ア) 交付送達

送達事務取扱者は、送達を受けるべき者の住所又は居所が必ずしも1か所に定まっていない場合、急を要する書類を送達する場合、送達の状況を明らかにする必要があると認められる場合等においては、交付送達により行うものとする。

(イ) 郵便等による送達

送達事務取扱者は、送達すべき場所が明らかであり、かつ、急を要しない書類を送達する場合においては、郵便（配達証明郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（配達証明郵便に準ずるものに限る。）による送達により行うものとする。

エ 交付送達の実施における留意事項

(ア) 書類の交付は、受領確認書（様式第2号）と引換えに行うこと。

(イ) 書類を交付するに当たっては、交付の相手方に対して書類の内容を開示すると

ともに、口頭で書類の内容を告げ、可能な限りその状況を写真撮影しておくこと。

(ウ) 送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わない場合は、送達すべき場所を再度確認するなど、可能な限り送達を受けるべき者本人に交付するように努めること。

(エ) 書類の交付送達を行った者は、送達の状況を交付送達実施報告書（様式第3号）に記録し、送達事務取扱者に報告すること。

オ 郵便等による送達の実施における留意事項

郵便等による送達を行った者は、送達の状況を郵便等による送達実施報告書（様式第4号）に記録し、送達事務取扱者に報告するほか、送達後に電話、訪問その他の方法により、送達を受けるべき者本人が書類の送達の実事を了知している旨の確認をし、当該確認の状況を郵便等による送達実施報告書の「事後処理の状況」欄に追記しておくこと。

カ 送達事務に関する警察署長への依頼

組織犯罪対策課長は、訓令により送達すべきこととされている書類の送達事務に関し、当該送達すべき場所等を管轄する警察署長に依頼することができる。

この場合において、依頼を受けた警察署長は、必要な事務手続を行うとともに関係する書類を作成し、組織犯罪対策課長に送付するものとする。

様式第1号

送 達 簿

番号	送達すべき書類	実施指示	送達した場所	送達の方法	送達実施者	送達日時	受送達者	証拠書類	備考	送達事務取扱者確認印
	年 月 日 岩公委発第 号 ()	年 月 日		郵便等 交 付	階級 氏名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		Ⓜ
	年 月 日 岩公委発第 号 ()	年 月 日		郵便等 交 付	階級 氏名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		Ⓜ
	年 月 日 岩公委発第 号 ()	年 月 日		郵便等 交 付	階級 氏名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		Ⓜ
	年 月 日 岩公委発第 号 ()	年 月 日		郵便等 交 付	階級 氏名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		Ⓜ
	年 月 日 岩公委発第 号 ()	年 月 日		郵便等 交 付	階級 氏名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		Ⓜ

様式第2号

受領確認書		
受 領 書 類	文 書 番 号	岩公委発第 号
	日 付	年 月 日
	書 類 名	
<p>上記書類を本日受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>		

様式第3号

交付送達実施報告書

年 月 日

殿

送付実施者 階級
氏名

印

次のとおり交付送達を実施したので、報告する。

書類の名称	
送付を受けるべき者の氏名及び住所	
書類を交付し、又は差し置いた場所	
書類を交付し、又は差し置いた方法及びその状況	
書類を交付し、又は差し置いた年月日及び時刻	
交付を受け、又は受領を拒絶した者の氏名及び住所並びに本人との関係	
受領確認書の受領の有無 (無の場合には、その理由)	有・無 ()
代人送達又は差置送達の場合における事後処理の状況	

注 受領確認書を受領したときは、これを添付すること。

様式第4号

郵便等による送達実施報告書	
年 月 日	
殿	
送付実施者 階級 氏名	
(印)	
次のとおり郵便等による送達を実施したので報告する。	
書 類 の 名 称	
送付を受けるべき者の氏名	
あ て 先	
送 送 の 年 月 日	
配 達 を し た 年 月 日	
配 達 を 受 け た 者	
事 後 処 理 の 状 況	

注1 配達証明書又はこれに代わる書面を受領したときは、これを添付すること。

2 返送されたため交付送達を行うときは、事後処理の状況欄にその旨並びに返送の年月日及び理由を記載すること。